

やま・さと応援隊 募集要領

1 趣旨

中山間地域等の農業・農村は、食料生産の場だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の伝承等の多面的機能を有しています。

いま、都市に先行して人口減少が進む農村において、多面的機能の保全が大きな課題となっています。そこで、大学や短期大学、専門学校の有する専門性と若者の視点で、食、生活、文化、自然、景観等農業農村に存在する地域資源を調査し、活性化の道筋を探る活動の企画提案を募集します。

<活動団体に期待すること>

一過性の活動としないため、地域との協働に努めるとともに、地域資源を活かした交流事業、地域の魅力の伝わる広報活動、地域の食材を使った特産品開発等、成果を地域に提案・還元し、地域振興につながる活動を期待します。

<活動地域が未定の団体について>

活動地域が未定の団体については、企画提案書提出の際に事前に相談ください。提案内容を確認のうえ、必要に応じて活動地域を紹介させていただきます。

なお、ご期待に添えない場合もございますので、ご了承ください。

2 活動調査の内容

(1) 対象地域

次の各号のいずれかに該当する群馬県内の中山間地域等とする。(別表のとおり)

- ア 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の各指定地域
- イ 市町村ふるさと農村活性化基金を設置している市町村の全域
- ウ 中山間地域等直接支払制度の特認地域となっている地域

(2) 活動内容

中山間地域の農業農村の活性化に資する活動で、活動終了後も地域振興につながる次のいずれかの活動とする。

- ア 地域資源の活用
- イ 交流の創出
- ウ 地域情報の発信
- エ その他中山間地域の活性化に資する活動

(3) 期間

6月から2月(予定)

3 応募資格

- (1) 群馬県内に通年常設しているキャンパスを有する大学、短期大学、専門学校(以下、「大学等」という。)であること。

- (2) 大学等の教員と複数の学生によって構成する「やま・さと応援隊」として中山間地域等の集落で活動調査を行うこと。

4 応募方法

- (1) 応募書類
- ア (様式 1) 企画提案書
 - イ (様式 2) 経費見積書
 - ウ その他に参考資料がある場合は添付のこと
- (2) 提出方法
- 電子メール (5MB未満とする)
- (3) 提出先
- 群馬県農政部農村整備課
 - E-mail: nousonka@pref.gunma.lg.jp**
- (4) 応募期限
- 平成28年4月28日 (木) まで

5 選考方法

- (1) 選考の流れ
- ア 県農村整備課が設ける選考委員会が、選考基準に基づき審査を行います。
 - イ 審査の一部としてプレゼンテーション (10分程度) の後、質疑応答 (10分程度) を行います。
 - ウ 選考は、選考基準により総合的に評価し、4提案程度を予算の範囲内で選定します。

項目	着眼点	基準
理解度	事業目的の理解	・ 事業目的を正しく理解しているか
実行性	計画の実現度	・ 計画を着実に実行できるか
独創性	地域振興への新たな視点	・ 他に例のない先進的な取り組みがあるか
社会貢献性	活動成果の還元	・ 活動成果を地域に活かせるか

- (2) プレゼンテーションの期日・場所
- 時間・場所は応募者へ別途連絡します。
- (3) 選考基準
- (4) 選考結果
- 平成28年5月中までに、応募した全ての大学等に結果を通知します。
- (5) その他
- 活動場所が未定の団体についても応募は可能です。また、このことが審査の優劣に影響することはございません。

6 委託契約の概要

- (1) 選定した大学等と委託業務に関する契約を取り交わしします。
- (2) 委託料は1件につき50万円 (消費税等を含む) を上限とします。
- (3) 活動調査の成果品の権利は群馬県に帰属します。

- (4) 委託契約は、地方自治法及び群馬県財務規則を適用します。
- (5) 委託仕様書は別添のとおりです。
- (6) 県立大学を選定した場合には、県農村整備課と県立大学と協議の上、調査実施に必要な経費を県立大学に予算配布します。
なお、実施仕様は委託仕様に基づきます。

7 応募先・問い合わせ

群馬県農政部農村整備課中山間振興係あて

担 当：市川

電子メール：nousonka@pref.gunma.lg.jp

電 話：027-226-3152（直通）

(別表)

群馬県の中山間地域等

H28.3.25現在

	市町村	1・2 指定地域或いは市町村基金による全域	3 特認地域
中部	前橋市	—	旧富士見村、旧宮城村
	渋川市	小野子、村上	旧敷島村、旧白郷村、旧長尾村
	榛東村	—	旧相馬村
西部	高崎市	全域	
	藤岡市	全域	
	富岡市	全域	
	安中市	全域	
	上野村	全域	
	神流町	全域	
	下仁田町	全域	
	南牧村	全域	
	甘楽町	—	旧秋畑村、旧小幡町、旧新屋村
吾妻	中之条町	全域	
	長野原町	全域	
	嬭恋村	全域	
	草津町	—	全域
	高山村	全域	
	東吾妻町	全域	
利根沼田	沼田市	利根町、佐山町、上発知町、中発知町、発知新田町、下発知町、岡谷町、奈良町、秋塚町	旧川田村、旧薄根村、旧白沢村
	片品村	全域	
	川場村	全域	
	昭和村	—	旧糸之瀬村
	みなかみ町	全域	
東部	桐生市	全域	
	みどり市	東町、大間々町塩原、大間々町浅原、大間々町小平、大間々町長尾根	旧川内村、旧黒保根村

- 1 法指定地域とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備に促進に関する法律の各指定地域のこと。
- 2 市町村基金とは、中山間ふるさと水と土保全対策事業の趣旨に基づき市町村が設置した基金のこと。
- 3 中山間地域直接支払制度の特認地域となっている地域のこと。